

株 主 各 位

福岡市博多区博多駅東二丁目13番34号

ヤマエ久野株式会社

代表取締役社長 網 田 日 出 人

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの「平成28年熊本地震」により、被災されました皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）の午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 福岡市博多区博多駅東二丁目13番34号
当社本社（エコービル）11階会議室
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第71期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
 2. 第71期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |
| 第8号議案 | 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 |

以 上

※ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（下記）に掲載させていただきます。

ウェブサイト <http://www.yamaehisano.co.jp/ir/index.html>

(添付書類)

事業報告

〔平成27年4月1日から〕
〔平成28年3月31日まで〕

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当期における我が国経済は、企業業績と雇用情勢の改善や設備投資が増加傾向を示すなど緩やかな回復基調が見られましたが、新興国を始めとする海外景気の下振れや金融市場の急激な変動など回復の持続が不透明な状況で推移してまいりました。

一方、当社が主に属する流通業界におきましては、物流コストのアップ、オーバーストアなどに起因する激しい価格競争の中で、生き残りをかけた機能充実とローコスト競争がさらに厳しくなっております。また、生活必需品に対する消費者の節約・低価格志向が続き、消費全体の基調は楽観視できない状況です。

このような環境の下、当社は、物流を伴う現物問屋として、安心安全な商品の安定供給に全力を尽くすとともに、情報・物流・リテールサポート・品揃え・品質管理などの各機能を充実させた提案を行い、関連各部門の連携強化による総合力を活かした商流の構築と共同配送事業の拡大に努めてまいりました。

また、新規取引先の獲得や既存取引先でのシェアアップに一段と努力いたしました結果、売上高は3,200億77百万円（前期比6.0%増）となり、180億65百万円の増収となりました。

一方、利益面におきましては、販売益の確保ならびにローコストオペレーションの追求による経費の節減に努力いたしました結果、営業利益は30億6百万円（前期比25.3%増）となり、6億6百万円の増益、経常利益は33億17百万円（前期比21.5%増）を計上し、5億88百万円の増益となり、当期純利益は26億1百万円（前期比76.9%増）となり、11億31百万円の増益となりました。

事業各部門の状況

事業部門別売上高ならびに事業部門別の事業概況は次のとおりであります。

部 門 別 売 上 高

(単位：百万円)

事業部門別 名 称	第 70 期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)		第 71 期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)		比較増減 (△は減)	
	売上高	構成比	売上高	構成比	金 額	前期比
食品関連事業	205,706	68.1	226,173	70.7	20,468	109.9
糖粉・飼料畜産関連事業	69,975	23.2	68,081	21.3	△1,894	97.3
住宅・不動産関連事業	26,244	8.7	25,722	8.0	△522	98.0
そ の 他 事 業	86	0.0	100	0.0	13	115.6
合 計	302,012	100.0	320,077	100.0	18,065	106.0

<食品関連事業>

加工食品関連では、消費者の根強い節約志向や低価格志向により業態によっては厳しい状況が続きますが、主要商品の値上げも市場に浸透し回復基調となりました。このような環境の中、お得意先様の売上拡大に寄与する付加価値の高い提案型営業を強化いたしました。子会社の株式会社サンエー21と共に九州に根差した商品発掘・提案を行い、また、関東・関西地区においては子会社のマルゼン商事株式会社、カネトミ商事株式会社との連携を強化し、物流コストの削減や営業基盤づくりを推進してまいりました。

物流においては、お得意先様の変化に対応すべく物流拠点や在庫など物流資源の統廃合や流通の最適化および全体在庫の効率化に取り組み、ローコスト機能の拡充と物流環境整備・物流品質向上を図り、営業部門と物流・業務部門の連携をさらに強固なものにして、お得意先様に役立つ問屋機能の充実に努めてまいりました。

生鮮食品関連では、原材料価格の上昇と製品の値上がり 가속する中、カテゴリ毎の統轄担当者を配置し、生鮮フルラインでの営業提案を行うとともに高品質で安心・安全な商品を提供するため、原料産地との取り組みや商品力・開発力・品質管理技術が高いメーカー様との協力体制を強化しました。また、九州産原料・製品を九州域外へ供給する体制を構築しました。

酒類関連では、輸入洋酒はウイスキー、ビール市場では機能性発泡酒・国内外クラフトビール・プレミアムビールなどの付加価値商品の売上堅調が持続し、スパークリング清酒、日本製ワイン人気も継続しています。さらに清酒市場では一部地酒を中心に売上回復の兆しが見え始めました。そうした環境の下、九州の地場卸の機能を活かして当社の柱として取り組んでおります本格焼酎では、焼酎情報機能としてのホームページ「焼酎紀行」とネット通販「焼酎紀行どっとねっと」を充実させるとともに、恒例の試飲会（大阪・東京・福岡）を開催して「焼酎のヤマエ」として市場の拡大に努めました。また、鹿児島で2回目の清酒試飲会を開催し好評でした。

この結果、売上高は2,261億73百万円（前期比9.9%増）となりました。

〈糖粉・飼料畜産関連事業〉

糖粉関連では、円安による原材料価格の高止まりや、天候不順による季節商品の消費低迷や競争が激化する中、優良お得意先様への拡販や新規取引先の獲得、新商材の拡販に注力し、小麦粉・砂糖・醸造原料・食油などの主力商品の売上拡大を図ってまいりました。また、各メーカー様と連携してお得意先様にタイムリーな情報を提供し、「安心・安全」な商品を適正価格で安定供給することに努力してまいりました。

飼料畜産関連では、主力商品の配合飼料価格が主原料であるトウモロコシの豊作により軟化、副原料の大豆粕も概ね生産が順調で値下げとなりました。畜産物については、肉豚相場が国内外の出荷頭数減少が一段落し、輸入肉価格の軟調もあり下落しました。牛肉相場は、和牛など国内出荷頭数の減少で高値基調を維持し鶏卵相場も高値で推移しています。このような状況の中、お得意先様への技術支援、販売支援などの機能を発揮することで、既存取引先のシェアアップや新規取引先の獲得に努めました。

しかし、その結果、売上高は680億81百万円（前期比2.7%減）となりました。

〈住宅・不動産関連事業〉

住宅関連では、政府による住宅市場活性化策やマイナス金利による住宅購入意識の高まりが期待されますが、住宅着工数は微増で推移し職人不足の問題が顕在化しております。このような環境の下、新規販売先の開拓や大手ハウズビルダーとの関係強化および関連商材販売に取り組みました。また、国土交通省の補助金制度である「地域型住宅ブランド化事業」グループの採択を受け、お得意先様・工務店様のサポートを通じた販売経路の確立や当社が西日本地区の総代理店として取り組んでおります「通気断熱WB工法」の市場浸透と売上拡大に努めてまいりました。

賃貸事業では、福岡地区においては、企業の新規進出・増床・拡張移転などの動きが活発でオフィス需要は堅調に推移していることからテナントビルの空室率は低下傾向にあります。しかし、立地条件や築年数で競争力の劣る物件では誘致先企業様の要望に柔軟に対応することが求められています。このような環境の下、「安全・安心・快適」をモットーにビル管理を充実させ、テナントビルの入居者確保に努めてまいりました。

しかし、その結果、売上高は257億22百万円（前期比2.0%減）となりました。

〈その他事業〉

保険関連では、自動車保険、火災保険および生命保険などの取り扱い拡大に努め、売上高は1億円（前期比15.6%増）となりました。

2. 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、31億92百万円であります。このうち、主なものは、建物19億8百万円、構築物1億44百万円（いずれも福岡県福岡市東区）であります。

3. 資金調達の状況

当期は長期借入金を29億円調達いたしました。なお、長期借入金返済を58億47百万円実施しております。

4. 対処すべき課題

今後の我が国の経済環境は、雇用環境や個人所得の改善傾向により緩やかな景気回復が期待されますが、国内企業の景況感の悪化や海外景気の下振れが懸念されるなど、先行きは不透明な状況が続くと思われます。

そうした環境の下、当企業グループは「お得意先様の繁栄なくして当企業グループの進展なし」の信念のもと、基幹系システムPLISMの全面活用により、各種間屋機能の強化・充実に取り組むとともに、今期導入した新経理システムにより、グループ経営強化、意思決定のスピードアップを図ります。また、将来を見据えた設備投資も行って、さらなる飛躍を目指してまいります。

当社の中核であります食品関連事業につきましては、カテゴリー統轄組織を強化し、一層の部門間連携および広域対応を図ってまいります。また、IT機器の活用による高度な商流および物流システム、常温統合物流提案、さらにはお得意先様からメーカー様までをカバーするネットワークを活用した商談・情報共有システムなどにより、サプライチェーン（メーカー様・当企業グループ・小売業様）全体のコストダウンと最適化、各企業利益の最大化を今後も積極的に推し進めてまいります。

住宅関連事業におきましては、室内を快適な空間に保つ「通気断熱WB工法」と、高精度・低コストで住宅建築の工期短縮を図れる「プレカット」の2本柱を提案機能とし、各メーカー様・お得意先様・工務店様の組織化を図り、1棟当たりの納入率を引き上げるトータル提案・トータル受注に努めてまいります。

また、昨年6月に海外事業準備室を立ち上げ同年10月開催のANUGA（アヌーガ）展示会（ドイツで開催された世界最大の食品見本市）に当社ブースを出展し、本年4月に当準備室を海外事業部としました。これにより、新たな事業領域の拡大も図ってまいります。

以上のような方針の下、グループ一丸となって業績の向上に邁進する所存でございます。

5. 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	第 68 期 (平成25年3月期)	第 69 期 (平成26年3月期)	第 70 期 (平成27年3月期)	第 71 期 (平成28年3月期) (当期)
売 上 高(百万円)	273,801	299,615	302,012	320,077
経 常 利 益(百万円)	3,792	3,584	2,729	3,317
当期純利益(百万円)	973	2,093	1,470	2,601
1株当たり当期純利益(円)	48.20	103.66	72.80	128.81
総 資 産(百万円)	97,530	100,596	108,540	110,821
純 資 産(百万円)	28,681	30,493	34,464	36,552
1株当たり純資産(円)	1,420.53	1,510.30	1,706.96	1,810.42

6. 重要な子会社等の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
高千穂酒造株式会社	50百万円	100.0%	焼酎製造、販売
鹿児島リカーフーズ株式会社	10百万円	100.0%	食品卸売
株式会社トウヤマ	50百万円	98.1%	酒類、食品卸売
株式会社デリカフレンズ	100百万円	100.0%	弁当惣菜製造、販売
高千穂倉庫運輸株式会社	28百万円	99.8%	運送、倉庫業
ヤマエ石油株式会社	25百万円	100.0%	石油製品販売
株式会社リンネット	50百万円	100.0%	情報処理
株式会社ワイテック	50百万円	100.0%	木材加工、住宅用建築資材販売
ヤマエレンタリース株式会社	20百万円	80.0%	レンタカー
株式会社カクヤマ	50百万円	70.0%	酒類、食品販売
株式会社中九食品	100百万円	100.0%	食品、日配卸売
株式会社宝友	91百万円	100.0%	酒類卸売
株式会社サンエー21	55百万円	59.5%	一般食品販売、製造委託、仲介、代理業務
カネトミ商事株式会社	50百万円	100.0%	食品卸売
マルゼン商事株式会社	100百万円	100.0%	食品卸売

(注) 1. 出資比率は間接保有を含んでおります。

2. 当社は、平成27年7月に高千穂倉庫運輸株式会社の普通株式100株を取得し、出資比率は99.8%となりました。

3. 株式会社中九食品と株式会社大和食品は、平成27年10月に合併し、株式会社大和食品は解散いたしました。

(2) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(3) 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社惣和 (持分法適用会社)	30百万円	29.2%	惣菜製造、販売

(4) 企業結合の成果

当期における当社の連結対象子会社は、「(1) 重要な子会社の状況」に記載した15社であり、持分法適用会社は、「(3) 重要な関連会社の状況」に記載した1社であります。

当期の連結売上高は3,687億8百万円となり（前期比5.6%増）、連結営業利益は38億85百万円（前期比47.1%増）、連結経常利益は44億11百万円（前期比47.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は33億81百万円（前期比28.0%増）となりました。

7. 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社は、主に九州を地盤に多方面の商品分野にわたる卸売りを主たる事業として、多角的経営を行っております。

事業部門別名称	主 要 事 業 内 容
食 品 関 連 事 業	一般加工食品、酒類、冷凍食品等の販売等
糖粉・飼料畜産関連事業	食品原材料、飼料、畜産物、水産物の販売等
住宅・不動産関連事業	住宅建築資材・住宅設備機器、木材の販売、不動産の賃貸等
そ の 他 事 業	保険サービス等

8. 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

本社	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目13番34号	
支店 (22支店)	福岡県	食品福岡支店、鮮冷福岡支店、酒類福岡支店、物流福岡東支店、糖粉福岡支店、飼料畜産福岡支店、木材住資福岡支店、北九州支店、酒類大牟田支店
	佐賀県	物流佐賀支店
	大分県	大分支店
	長崎県	長崎支店
	熊本県	熊本支店
	宮崎県	宮崎支店、飼料畜産南九州支店
	鹿児島県	鹿児島支店、木材住資鹿児島支店
	広島県	広島支店
	大阪府	大阪支店、酒類大阪支店
	兵庫県	飼料畜産関西支店
東京都	東京支店	
営業所 (3営業所)	久留米営業所(福岡県)、沖縄営業所(沖縄県)、飼料畜産関東営業所(茨城県)	
センター (19センター)	福岡県	常温一括福岡センター、福岡共配センター、福岡液卵センター、福岡東共配センター、筑後共配センター、北九州共配センター
	佐賀県	佐賀共配センター、YLC日配センター、YLC常温物流センター
	大分県	大分共配センター
	長崎県	長崎共配センター
	宮崎県	常温一括宮崎センター、宮崎共配センター
	鹿児島県	TLC常温物流センター、TLC日配センター、TLC青果センター、鹿児島共配センター
	山口県	山口共配センター
広島県	広島物流センター	
工場	福岡鮮冷甘木工場（福岡県）	

(注) 平成28年4月、山口県に山陽営業所を設置いたしました。

9. 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
総 合 職	575名	12名増	39.6才	15.9年
一 般 職	360名	22名増	39.1才	9.0年
合計または 平 均	935名	34名増	39.4才	13.3年

(注) 上記従業員数には出向者45名を含んでおります。

10. 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高
株式会社福岡銀行	5,835百万円
株式会社西日本シティ銀行	2,230百万円
農 林 中 央 金 庫	1,200百万円
株式会社十八銀行	1,070百万円
株式会社鹿児島銀行	1,000百万円

(注) 借入金残高10億円以上を記載しております。

II. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 45,600,000株
2. 発行済株式の総数 20,519,212株（自己株式329,166株を含む）
3. 株主数 1,019名（前期末比36名増）
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
ヤマエ第一食栄会	1,423千株	7.05%
ヤマエ久野社員持株会	1,264千株	6.26%
南英福祉会	934千株	4.63%
ヤマエ第二食栄会	891千株	4.41%
株式会社福岡銀行	879千株	4.36%
ヤマエ第三住栄会	724千株	3.59%
共栄火災海上保険株式会社	718千株	3.56%
みずほ信託銀行株式会社	549千株	2.72%
江夏喜一郎	442千株	2.19%
西日本信用保証株式会社	425千株	2.10%

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
田村 哲丸	代表取締役会長	
前田 俊博	取締役副会長	管理統轄
網田 日出人	代表取締役社長	
成重 富保	代表取締役専務	営業統轄
川口 政寛	専務取締役	木材住資担当
山口 春幸	常務取締役	物流・業務管理担当
大森 礼仁	常務取締役	食品・鮮冷・酒類担当
佃 隆弘	常務取締役	糖粉・飼料畜産担当
益田 邦彦	取締役	酒類部長
中村 隆	取締役	関東統轄 マルゼン商事株式会社代表取締役社長
矢野 友敬	取締役	管理統轄補佐、経営・情報企画担当、通信保険部長
池田 勲	取締役	経理部長
長野 裕文	取締役	関西統轄 カネトミ商事株式会社代表取締役社長
手塚 勝己	取締役	木材住資部長
廣瀬 嘉彦	取締役	GRCコンサルティング代表
堀川 巧	常勤監査役	
齋藤 浩美	常勤監査役	
中西 常道	監査役	監査法人北三会計社代表社員 株式会社翔薬社外監査役 株式会社タカラ薬局社外取締役
藤田 重光	監査役	株式会社日清製粉グループ本社 総務本部法務部長

- (注) 1. 平成27年6月26日開催の第70期定時株主総会におきまして、廣瀬嘉彦氏が取締役に、齋藤浩美氏、藤田重光氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 平成27年6月26日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって、松元正英氏、小池政志氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
3. 取締役廣瀬嘉彦氏は、社外取締役であります。
4. 監査役中西常道氏および藤田重光氏は、社外監査役であります。
5. 監査役中西常道氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当期中に以下の取締役の地位・担当等の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
成重富保	代表取締役専務 営業統轄	代表取締役専務 営業統轄 関東統轄	平成27年7月1日
佃隆弘	常務取締役 飼料畜産担当 糖粉部長	取締役 飼料畜産担当 糖粉部長	平成27年6月26日
	常務取締役 糖粉・飼料畜産担当	常務取締役 糖粉部長	平成27年7月1日
中村隆	取締役 食品部部長 食品福岡支店長	取締役 食品部部長	平成27年4月1日
	取締役 関東統轄	取締役 食品部部長 食品福岡支店長	平成27年7月1日
	取締役 関東統轄 マルゼン商事(株) 代表取締役社長兼職	取締役 関東統轄	平成27年9月1日

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており（当社定款第24条および第39条）、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

区分	人員	支給額
取締役	15名	313百万円
監査役	6名	35百万円

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。
2. 上記のうち、社外取締役1名の報酬は3百万円、社外監査役3名の報酬の合計額は6百万円です。
3. 上記支給額には、当期計上した役員退職慰労引当金繰入額30百万円（取締役26百万円、監査役3百万円）が含まれております。
4. 上記支給額のほか、平成27年6月26日開催の第70期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任監査役2名に対し6百万円支給しております。なお、この金額には、当期の事業報告にて開示した役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。

4. 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係および当期における主な活動状況

社外取締役 廣瀬嘉彦氏

同氏は、GRCコンサルティング代表であります。当社とGRCコンサルティングとの間には特別な関係はありません。また、同氏は、一般株主と利益相反が生じる属性も存在しないため、福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

当期における主な活動状況といたしましては、取締役就任後開催の取締役会10回全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

社外監査役 中西常道氏

同氏の重要な兼職先につきましては13頁に記載のとおりであります。なお、当社と各兼職先との間に特別な利害関係はありません。また、同氏は、一般株主と利益相反が生じる属性も存在しないため、福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

当期における主な活動状況といたしましては、当期開催の取締役会14回のうち13回に、監査役会12回全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

社外監査役 藤田重光氏

同氏は、株式会社日清製粉グループ本社総務本部法務部長であります。同グループ会社と当社との間には、商取引が存在しますが、当該取引額は当社および同グループ会社にとって僅少であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。よって、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

当期における主な活動状況といたしましては、監査役就任後開催の取締役会10回のうち9回に、監査役会9回全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	50百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

V. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針は、次のとおりであります。

内部統制システムの構築に関する基本方針

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1)当社グループの継続的發展を目的とした内部統制システムの充実を図るため、その運用に関する基本的な事項を明文化した「内部統制基本規程」に則り、社長直轄の内部統制推進委員会を設置し、適切に内部統制システムの整備・運用を行う。
 - (2)取締役および使用人に法令および社内規程の遵守を徹底するため、取締役管理統轄を委員長として「コンプライアンス委員会」を設置する。
 - (3)コンプライアンスの推進については、社長ならびに取締役は、策定した「ヤマエ久野 行動の基準（コンプライアンス・マニュアル）」を実行することが自らの役割であることを認識し行動するとともに、使用人に周知徹底を図るため、当社およびグループ会社の研修等を通じ指導する。
 - (4)取締役および使用人が法令・社内規程等に違反する行為を発見した場合の報告窓口として設けた、「社内通報窓口(ホットライン)」を維持・整備する。
 - (5)監査室は、内部統制システムの確認・評価および業務に係る内部監査を行う。
 - (6)監査役は、取締役の職務執行を監査し、また、取締役が内部統制システムを適切に構築し運用しているかを監視し検証する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取り扱いは、法令および社内規程（「情報システム開発・運用管理規程」・「文書取扱規程」等）に従い、適切に保存および管理（廃棄を含む）する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)当社の事業にとって重要である債権・与信等に係るリスク等については、社長を議長とする会議(常務会メンバー出席)において管理、検討する。
 - (2)災害時には「地震災害マニュアル」に基づき行動する。
 - (3)社長に直属する監査室は、「内部監査規程」に基づき定期的に内部監査を行い、また、「内部統制基本規程」に基づき各重要リスクに関するチェックを行い、社長、内部統制推進委員長および監査役へ報告する。
 - (4)監査役は、取締役が会社に著しい損害または重大な事故を招くおそれがあるとき、取締役に対し助言・勧告等必要な措置を講ずる。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のための活動を行うこととする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、業績報告を通じモニタリングを行う。
 - (2)業務執行のマネジメントについては、「取締役会規程」により定められている

事項およびその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守する。日常の職務執行に際しては、職務分掌規則等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

- (3)取締役会は、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常務以上の取締役をもって構成する常務会を原則として毎週1回開催する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、「関連会社管理規程」において子会社の担当部門および管理担当部署を定め、それぞれの長は同規程に基づき子会社の管理等を行う。
- (2)子会社の経営については、自主性を尊重しつつ、「関連会社管理規程」に基づき事業内容の報告を求め、また、「関連会社の重要事項の権限及び稟議書提出事項」を定め、同事項に基づき重要案件については、当社取締役会および常務会ならびに稟議において協議・審議を行う。
- (3)当社監査室は、「内部監査規程」・「関連会社管理規程」に基づき子会社の監査を定期的に行う。
- (4)当社監査役は、子会社監査役と定期的に連絡会を開催し、監査事例等についての意見交換を行い、各課題の共有化を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役の業務補助のため監査役スタッフを置き、監査役スタッフは、監査役の命を受け業務を補佐する。
- (2)監査役スタッフに対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役もしくは監査役会に帰属するものとする。
- (3)監査役の職務を補助すべき使用人の人事については、監査役の同意を得て行う。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)当社および当社グループの取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令または定款に違反する行為が行われまたは行われようとしていることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- (2)「社内通報窓口(ホットライン)」への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役に通知する。
- (3)当社は、前2項に従い監査役へ報告を行った当社および当社グループの取締役および使用人に対して、不利益な取り扱いを行うことを禁じる。
- (4)当社および当社グループの取締役および使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、全社的に影響を及ぼす重要事項に関して決定した内容を報告する。
- (5)監査室は、実施した内部監査の結果あるいは重要事項と認識した事項について、速やかに監査役に報告する。
- (6)監査役は、取締役会の他重要な会議(「常務会」・「債権管理委員会」等)に出席し、適宜意見を述べる。

(7)監査役会は、必要に応じて監査役会において、取締役、監査室、会計監査人等に対して報告を求める。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行う等相互認識を深める。
- (2)監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、外部法律事務所、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーを活用する。
- (3)当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、監査の職務に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法および関連法令等に基づき、財務報告の適正性および信頼性を確保するため制定した「財務報告に係る内部統制基本規程」に則り、適切に財務報告に係る内部統制システムの整備・運用を行う。

10. 反社会的勢力による被害を防止するための体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体等に対し毅然たる態度で対応し、これらからの不当な要求に屈することなく、外部の専門機関と連携して、組織的に対応する。

VI. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記の「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、内部統制システムの整備とその適正な運用に努めております。当期におけるその運用状況の概要は次のとおりであります。

- (1) 主な会議の開催状況としては、取締役会は14回開催され法令および当社の取締役会決議事項および報告事項により、会社の重要事項を審議・決議、報告し業務執行状況を監視しました。監査役会は12回開催され取締役から経営に関する重要事項の報告を受け、協議および決議を行いました。
- (2) 監査役は、取締役の職務執行を監査し、必要に応じて助言・勧告等を行い、取締役会、常務会、債権管理委員会等重要な会議に出席し、適宜意見を述べました。また、必要に応じて監査室が行う内部監査に同行しました。
- (3) 監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社および子会社の業務監査を行いました。内部統制システム運用の評価・報告につきましては監査室長が、各重要リスク項目に関する内部統制評価表に基づき、各部署における内部統制システムの機能状況を確認・評価し、その結果を社長、内部統制推進委員長および監査役に報告するとともにその総括として期末（平成28年3月）に「内部統制推進委員会」を開催しました。
- (4) コンプライアンスに対する取組みとしては、社長自ら支店長会議等でその重要性を発信し、また、監査室によりコンプライアンス研修を18回実施し継続的な啓蒙を行いました。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入、株式数は表示単位未満の端数を切り捨て、また、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	61,826	流動負債	59,657
現金及び預金	11,219	買掛金	36,806
受取手形	1,886	短期借入金	4,100
電子記録債権	532	1年以内返済予定の長期借入金	5,455
売掛金	35,848	リース債務	80
商品及び製品	5,532	未払金	6,425
原材料及び貯蔵品	11	未払費用	3,006
前払費用	37	未払法人税等	1,297
短期貸付金	4,494	未払消費税等	158
未収入金	5,323	預り金	1,697
繰延税金資産	636	賞与引当金	489
その他の金	17	その他の	145
貸倒引当金	△3,707		
固定資産	48,995	固定負債	14,612
有形固定資産	34,277	長期借入金	10,195
建物	15,062	リース債務	105
構築物	963	繰延税金負債	1,837
機械及び装置	738	退職給付引当金	457
車両運搬具	42	役員退職慰労引当金	191
工具、器具及び備品	429	預り敷金	611
土地	16,869	その他の	1,215
リース資産	174	負債合計	74,269
無形固定資産	1,086	純資産の部	
ソフトウェア	1,004	株主資本	32,016
電話加入権	56	資本金	1,026
その他の	26	資本剰余金	946
投資その他の資産	13,631	資本準備金	946
投資有価証券	8,773	利益剰余金	30,379
関係会社株式	1,565	利益準備金	256
出資金	11	その他利益剰余金	30,123
長期貸付金	28	固定資産圧縮積立金	456
関係会社長期貸付金	2,478	別途積立金	27,032
長期前払費用	115	繰越利益剰余金	2,635
差入保証金	374	自己株式	△336
その他の	368	評価・換算差額等	4,537
貸倒引当金	△83	その他有価証券評価差額金	4,537
		純資産合計	36,552
資産合計	110,821	負債純資産合計	110,821

損 益 計 算 書

〔平成27年4月1日から〕
〔平成28年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		320,077
売 上 原 価		298,884
売 上 総 利 益		21,193
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,187
営 業 利 益		3,006
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	338	
仕 入 割 引	64	
そ の 他	272	674
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	173	
そ の 他	190	363
経 常 利 益		3,317
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	634	
補 助 金 収 入	1,113	1,748
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	221	
減 損 損 失	479	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	90	790
税 引 前 当 期 純 利 益		4,274
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,714	
法 人 税 等 調 整 額	△41	1,674
当 期 純 利 益		2,601

株主資本等変動計算書

〔平成27年4月1日から〕
〔平成28年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資 準 備	本 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	1,026	946	946	256	451	25,432	1,942
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立	—	—	—	—	8	—	△8
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	—	—	—	—	△4	—	4
別 途 積 立 金 の 積 立	—	—	—	—	—	1,600	△1,600
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△303
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	2,601
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—	—	—
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	5	1,600	693
当 期 末 残 高	1,026	946	946	256	456	27,032	2,635

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 合 計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計					
当 期 首 残 高	27,825	28,082	△335	29,718	4,746	4,746	34,464
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立	—	—	—	—	—	—	—
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	—	—	—	—	—	—	—
別 途 積 立 金 の 積 立	—	—	—	—	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	△303	△303	—	△303	—	—	△303
当 期 純 利 益	2,601	2,601	—	2,601	—	—	2,601
自 己 株 式 の 取 得	—	—	△0	△0	—	—	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	△209	△209	△209
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	2,298	2,298	△0	2,298	△209	△209	2,088
当 期 末 残 高	30,123	30,379	△336	32,016	4,537	4,537	36,552

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券（時価のあるもの）……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - その他有価証券（時価のないもの）……………移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- 商品、製品、原材料、貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
- 平成19年3月31日以前に取得したもの……………旧定率法
 - 平成19年4月1日以降に取得したもの……………主として定率法
- なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ただし、平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得した建物（建物附属設備は除く）については、旧定額法によっており、平成19年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
- (イ) 無形固定資産（ソフトウェアを除く）…定額法
 - (ロ) ソフトウェア（自社利用分）……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ③ リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用……………均等償却

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生の翌期より費用処理しております。

過去勤務費用については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、役員退職慰労金支給に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	55百万円
土地	425百万円
投資有価証券	6,163百万円
計	<u>6,643百万円</u>

(2) 担保に係る債務

買掛金	8,447百万円
連結子会社の買掛金	318百万円
1年以内返済予定の長期借入金	1,320百万円
長期借入金	2,615百万円
未払金	154百万円
計	<u>12,854百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 19,645百万円

3. 保証債務

銀行取引等に対する保証債務

ヤマエ石油(株)	2,418百万円
ヤマエレンタリース(株)	1,407百万円
(株)宝友	391百万円
(株)トウヤマ	320百万円
(株)ワイテック	228百万円
(株)カクヤマ	205百万円
鹿児島リカーフーズ(株)	199百万円
マルゼン商事(株)	133百万円
(株)中九食品	84百万円
高千穂倉庫運輸(株)	38百万円
(株)スーパー大浦	30百万円
その他 3件	39百万円
計	<u>5,494百万円</u>

4. 手形債権の流動化

受取手形の債権流動化による譲渡残高	1,027百万円
債権流動化に伴う買戻義務限度額	478百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	8,034百万円
短期金銭債務	3,195百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	18,812百万円
仕入高	15,553百万円
販売費及び一般管理費	999百万円
営業取引以外の取引による取引高	260百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	329,166株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)

① 流動資産

貸倒引当金	1,132百万円
未払経費	113百万円
賞与引当金	150百万円
その他	152百万円
評価性引当額	△912百万円
計	<u>636百万円</u>

② 固定資産

投資有価証券評価損	712百万円
退職給付引当金	137百万円
減損損失	252百万円
その他	90百万円
評価性引当額	△857百万円
繰延税金負債（固定）との相殺	△334百万円
計	<u>－百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>636百万円</u>

(繰延税金負債)

固定負債

固定資産圧縮記帳積立金	△200百万円
その他有価証券評価差額金	△1,971百万円
繰延税金資産（固定）との相殺	334百万円
計	<u>△1,837百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△1,837百万円</u>
差引：繰延税金負債純額	<u>△1,201百万円</u>

(2) 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.7%、平成30年4月1日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が68百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が35百万円、その他有価証券評価差額金が1億3百万円、それぞれ増加しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)デリカフレンズ	所 有 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の回収 CMS 資金 貸借(*1) 受 取 利 息 (*2)	588 △101 14	長期貸付金 預り金	1,567 55
子会社	カネトミ 商 事 (株)	所 有 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 CMS 資金 貸借(*1) 受 取 利 息 (*2)	67 1,181 12	短期貸付金	1,615
子会社	マルゼン 商 事 (株)	所 有 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 CMS 資金 貸借(*1) 受 取 利 息 (*2)	487 875 6	短期貸付金 長期貸付金	1,109 42
子会社	ヤマエ 石 油 (株)	所 有 直接 100%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (*3)	2,418	-	-
子会社	ヤマエレンタ リ ー ス (株)	所 有 直接43.33% 間接36.67% (ヤマエ石油株)	債務保証 役員の兼任	債務保証 (*3)	1,407	-	-

(*1) CMS 資金貸借は、CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) にかかるものであり、取引金額は当事業年度における平均貸付残高を記載しております。

(*2) 貸付金の利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(*3) 債務保証については、上記子会社の仕入債務について当社が保証しております。なお保証料は受領していません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,810円42銭
1株当たり当期純利益 128円81銭

9. 重要な後発事象に関する注記

災害による損害の発生

「平成28年熊本地震」により、当社熊本支店において、建物及び設備並びに棚卸資産等に被害を受けました。これに伴う、具体的な損害額及び復旧費用並びに業績への影響は、現時点では未確定であります。

10. その他の注記

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月20日

ヤマエ久野株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒 木 賢一郎	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三 浦 勝	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマエ久野株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任 不審監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

ヤマエ工野株式会社 監査役会

常勤監査役	堀 川 巧	ⓧ
常勤監査役	齋 藤 浩 美	ⓧ
社外監査役	中 西 常 道	ⓧ
社外監査役	藤 田 重 光	ⓧ

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	67,220	流 動 負 債	66,358
現金及び預金	11,878	支払手形及び買掛金	41,552
受取手形及び売掛金	41,077	短期借入金	9,582
電子記録債権	586	リース債務	1,002
商品及び製品	6,948	未払金	6,418
仕掛品	39	未払法人税等	1,450
原材料及び貯蔵品	280	未払消費税等	502
未収入金	6,391	賞与引当金	791
繰延税金資産	730	役員賞与引当金	28
その他	212	その他の他	5,032
貸倒引当金	△922		
固 定 資 産	56,852	固 定 負 債	18,332
有 形 固 定 資 産	44,712	長期借入金	10,396
建物及び構築物	17,358	リース債務	2,455
機械装置及び運搬具	2,302	繰延税金負債	2,204
工具、器具及び備品	522	役員退職慰労引当金	311
土地	21,086	厚生年金基金解散損失引当金	35
リース資産	3,218	退職給付に係る負債	809
建設仮勘定	226	その他の他	2,122
無 形 固 定 資 産	1,106	負 債 合 計	84,690
ソフトウェア	990	純 資 産 の 部	
その他	117	株 主 資 本	34,755
投資その他の資産	11,034	資 本 金	1,026
投資有価証券	9,055	資 本 剰 余 金	949
長期貸付金	28	利 益 剰 余 金	33,126
繰延税金資産	34	自 己 株 式	△345
その他	2,086	その他の包括利益累計額	4,582
貸倒引当金	△170	その他有価証券評価差額金	4,570
		退職給付に係る調整累計額	13
資 産 合 計	124,072	非 支 配 株 主 持 分	45
		純 資 産 合 計	39,382
		負 債 純 資 産 合 計	124,072

連 結 損 益 計 算 書

〔平成27年4月1日から〕
〔平成28年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		368,708
売上原価		337,909
売上総利益		30,800
販売費及び一般管理費		26,915
営業利益		3,885
営業外収益		
受取利息及び配当金	139	
持分法による投資利益	65	
その他の	754	958
営業外費用		
支払利息	215	
その他	216	432
経常利益		4,411
特別利益		
固定資産売却益	644	
国庫補助金	30	
補助金収入	1,113	1,788
特別損失		
固定資産除売却損	224	
固定資産圧縮損	30	
減損損失	547	
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	35	836
税金等調整前当期純利益		5,363
法人税、住民税及び事業税	2,033	
法人税等調整額	△53	1,980
当期純利益		3,382
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純利益		3,381

連結株主資本等変動計算書

〔平成27年4月1日から〕
〔平成28年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,026	946	30,111	△345	31,738
連結会計年度中の変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	3	—	—	3
剰余金の配当	—	—	△303	—	△303
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	3,381	—	3,381
自己株式の取得	—	—	—	△1	△1
連結子会社と非連結子会社との合併による増減	—	—	△63	—	△63
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	3	3,015	△1	3,017
当 期 末 残 高	1,026	949	33,126	△345	34,755

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益累計額 合 計		
当 期 首 残 高	4,779	495	5,274	49	37,062
連結会計年度中の変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	3
剰余金の配当	—	—	—	—	△303
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	3,381
自己株式の取得	—	—	—	—	△1
連結子会社と非連結子会社との合併による増減	—	—	—	—	△63
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△209	△483	△692	△5	△697
連結会計年度中の変動額合計	△209	△483	△692	△5	2,320
当 期 末 残 高	4,570	13	4,582	45	39,382

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 15社

連結子会社の名称

高千穂酒造(株)、(株)リンネット、(株)デリカフレンズ、ヤマエ石油(株)、
高千穂倉庫運輸(株)、鹿児島リカーフーズ(株)、(株)トウヤマ、(株)ワイテック、
(株)カクヤマ、ヤマエエンタリース(株)、(株)中九食品、(株)宝友、
(株)サンエー21、カネトミ商事(株)、マルゼン商事(株)

平成27年10月1日において、連結子会社である(株)中九食品を存続会社とし、
非連結子会社である(株)大和食品を消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称 (株)惣和

持分法を適用していない関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（時価のあるもの）……………期末日の市場価格等に基づく時価
法（評価差額は全部純資産直入法
により処理し、売却原価は移動平
均法により算定）

その他有価証券（時価のないもの）……………移動平均法による原価法

(5) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料、貯蔵品……………主として移動平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に
よる簿価切下げの方法により算定）

(6) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの……………主として旧定率法

平成19年4月1日以降に取得したもの……………主として定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得した建物（建物附属設備は除く）については、旧定額法によっており、平成19年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

(イ) 無形固定資産（ソフトウェアを除く）… 定額法

(ロ) ソフトウェア（自社利用分）…………… 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

(イ) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 …自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(ロ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 …リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権者が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ その他（長期前払費用）…………… 均等償却

(7) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、役員退職慰労金支給に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 厚生年金基金解散損失引当金

厚生年金基金の解散に伴い発生する損失に備えるため、当該負担見込額を計上しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を翌連結会計年度より費用処理しております。

過去勤務費用については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間（計上後20年以内）で均等償却しております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度における、損益に与える影響額は軽微であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	55百万円
土地	425百万円
投資有価証券	6,163百万円
計	<u>6,643百万円</u>

(2) 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	8,765百万円
短期借入金	1,320百万円
長期借入金	2,615百万円
未払金	154百万円
計	<u>12,854百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 27,412百万円

3. 保証債務 連結子会社以外の会社等の銀行取引に対する保証債務
(株)スーパー大浦 30百万円
その他 3件 39百万円
計 70百万円

4. 手形債権の流動化

受取手形の債権流動化による譲渡残高	1,027百万円
債権流動化に伴う買戻義務限度額	478百万円

5. 圧縮記帳

国庫補助金等の圧縮記帳額を当該資産の取得価額から控除しております。

建物及び構築物	8百万円
機械装置及び運搬具	416百万円
土地	87百万円
ソフトウェア	13百万円
計	<u>524百万円</u>

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

20,519,212株

2. 配当に関する事項

(1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	303	15.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 404百万円
- ② 1株当たり配当額 20円
- ③ 基準日 平成28年3月31日
- ④ 効力発生日 平成28年6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当企業グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「債権管理並びに信用限度に関する規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブ取引が発生した際には社内管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注)2.参照）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	11,878	11,878	—
(2) 受取手形及び売掛金	41,077		
貸倒引当金 (*2)	△921		
	40,156	40,156	—
(3) 未収入金	6,391	6,391	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	8,448	8,448	—
(5) 支払手形及び買掛金	(41,552)	(41,552)	—
(6) 未払金	(6,418)	(6,418)	—
(7) 長期借入金 (*3)	(15,878)	(15,965)	87

(*1) 負債に計上しているものについては、() で示しております。

(*2) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*3) 1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額607百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、福岡市その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
4,529	10,682

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注)2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に基づく金額、ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,949円08銭
1株当たり当期純利益	167円52銭

7. 重要な後発事象に関する注記

災害による損害の発生

「平成28年熊本地震」により、当企業グループの建物及び設備並びに棚卸資産等に被害を受けました。これに伴う、具体的な損害額及び復旧費用並びに業績への影響は、現時点では未確定であります。

8. その他の注記

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月20日

ヤマエ久野株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒 木 賢一郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 勝 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマエ久野株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマエ久野株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第71期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

ヤマエ久野株式会社 監査役会

常勤監査役 堀 川 巧 ㊟

常勤監査役 齋 藤 浩 美 ㊟

社外監査役 中 西 常 道 ㊟

社外監査役 藤 田 重 光 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第71期の期末配当につきましては、経営体質の充実強化ならびに将来の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円

配当総額 403,800,920円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営基盤の充実強化と、将来的な物流設備増強のための資金需要に備えるため、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,200,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,200,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由

- (1) 取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上を図るために、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。
これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、権限委譲による迅速な意思決定を可能とするための取締役への重要な業務執行の決定の委任に関する規定（変更案第28条）の新設その他の所要の変更を行うものであります。
- (2) 定款に定めることにより業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、業務執行を行わない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第24条を変更し、責任限定契約を締結できる取締役の範囲を拡大するものであります。なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴い条数等の変更を行うほか、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案による定款一部変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 〔条文省略〕	第 1 条～第 3 条 〔現行どおり〕
(機 関)	(機 関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	〔削 除〕
4. 会計監査人	3. 会計監査人

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="165 163 333 189">第5条～第17条</p> <p data-bbox="300 204 416 229">〔条文省略〕</p> <p data-bbox="180 258 539 284">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="165 312 258 338">(員 数)</p> <p data-bbox="165 352 566 409">第18条 当社の取締役は<u>25名以内</u>とする。</p> <p data-bbox="311 455 405 480">〔新 設〕</p> <p data-bbox="176 541 271 567">(選 任)</p> <p data-bbox="165 580 566 638">第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="165 683 566 849">2. 取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="165 858 566 916">3. 取締役選任の決議は、すべて累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="311 929 405 955">〔新 設〕</p> <p data-bbox="165 1115 237 1141">第20条</p> <p data-bbox="300 1156 416 1182">〔条文省略〕</p>	<p data-bbox="605 163 773 189">第5条～第17条</p> <p data-bbox="729 204 868 229">〔現行どおり〕</p> <p data-bbox="620 258 980 284">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="605 312 698 338">(員 数)</p> <p data-bbox="605 352 1009 446">第18条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は<u>15名以内</u>とする。</p> <p data-bbox="605 455 1009 514"><u>2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p data-bbox="620 541 714 567">(選 任)</p> <p data-bbox="605 580 1009 674">第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p data-bbox="605 683 1009 849">2. 取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="605 858 1009 916">3. 取締役選任の決議は、すべて累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="605 929 1009 1096"><u>4. 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="605 1115 677 1141">第20条</p> <p data-bbox="729 1156 868 1182">〔現行どおり〕</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<u>ただし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p>第22条</p> <p style="text-align: center;">〔条文省略〕</p> <p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「<u>報酬等</u>」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条</p> <p style="text-align: center;">〔現行どおり〕</p> <p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第25条 取締役会は、取締役社長がこれを招集する。</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の<u>2</u>日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>[新 設]</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第25条 取締役会は、取締役社長がこれを招集する。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の<u>3</u>日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>（取締役会の議長）</p> <p>第27条 取締役会の議長は、取締役社長がこれに任ずる。</p> <p>（取締役会の権限）</p> <p>第28条 <u>取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当社の業務執行を決定する。</u></p> <p>〔新 設〕</p> <p>第29条 〔条文省略〕</p>	<p>2. 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき</u>取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、<u>当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>（取締役会の議長）</p> <p>第27条 取締役会の議長は、取締役社長がこれに任ずる。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>〔削 除〕</p> <p>（取締役への重要な業務執行の決定の委任）</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条 〔現行どおり〕</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center">第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第30条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p>第33条 <u>補欠監査役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p align="center">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>[削 除]</p> <p>[削 除]</p> <p>[削 除]</p> <p>[削 除]</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>監査役会</u>の招集)</p> <p>第35条 <u>監査役会</u>招集の通知は、各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>(<u>監査役会</u>の決議方法)</p> <p>第36条 <u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p> <p>(<u>監査役会</u>規程)</p> <p>第37条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会</u>規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第39条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により</u>、<u>社外監査役との間に</u>、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、<u>当該契約に基づく責任の限度額は</u>、法令が規定する額とする。</p>	<p>(<u>監査等委員会</u>の招集)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会</u>招集の通知は、各<u>監査等委員</u>に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会</u>の決議方法)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し</u>、<u>その過半数</u>をもって行う。</p> <p>(<u>監査等委員会</u>規程)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会</u>規程による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第40条 〔条文省略〕</p> <p>第41条 〔条文省略〕</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第42条 剰余金の配当は、<u>株主</u>がその支払開始の日から起算して3年以内に受領しないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第34条 〔現行どおり〕</p> <p>第35条 〔現行どおり〕</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第36条 剰余金の配当は、その支払開始の日から起算して3年以内に受領<u>され</u>ないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、現在の取締役15名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	たむら ぢつまる 田村 哲丸 (昭和25年2月12日生)	昭和47年4月 当社入社 平成11年7月 当社鮮冷部長 平成12年6月 当社取締役鮮冷部長 平成17年4月 当社取締役鮮冷部長、商材開発室長 平成17年6月 当社常務取締役鮮冷担当、商材開発室長 平成18年6月 当社常務取締役食品・鮮冷・酒類・リテールサポート推進室担当、商材開発室長 平成19年6月 当社常務取締役食品・鮮冷・酒類・物流・リテールサポート推進室担当、商材開発室長 平成20年6月 当社代表取締役専務営業統轄 平成22年6月 当社代表取締役社長 平成26年6月 当社代表取締役会長 (現在に至る)	20,400株
2	おうだ ひでと 網田 日出人 (昭和24年12月15日生)	昭和49年12月 当社入社 平成11年7月 当社食品部長 平成14年6月 当社取締役食品部長 平成18年7月 当社取締役食品担当 平成20年6月 当社常務取締役食品担当 平成23年6月 当社専務取締役営業統轄 平成24年6月 当社代表取締役専務営業統轄 平成26年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	6,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	なり しげ とみ やす 成 重 富 保 (昭和26年1月8日生)	昭和48年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役酒類北大阪支店長 平成14年7月 当社取締役酒類部長 平成20年6月 当社常務取締役酒類担当 平成26年6月 当社代表取締役専務営業統轄、関東統轄 平成27年7月 当社代表取締役専務営業統轄 (現在に至る)	6,090株
4	やま ぐち はる ゆき 山 口 春 幸 (昭和29年3月21日生)	昭和52年4月 当社入社 平成19年4月 当社物流部長、食品福岡支店長 平成19年10月 当社物流部長、物流福岡東支店長 平成21年4月 当社執行役員物流部長、物流福岡東支店長 平成22年6月 当社取締役物流部長、物流福岡東支店長 平成22年7月 当社取締役物流部長 平成23年4月 当社取締役物流部長、物流福岡東支店長 平成23年7月 当社取締役物流部長 平成24年6月 当社常務取締役物流部長 平成24年7月 当社常務取締役物流担当 平成26年6月 当社常務取締役物流・業務管理担当 (現在に至る)	6,100株
5	おお もり ひろ と 大 森 礼 仁 (昭和31年4月3日生)	昭和54年4月 当社入社 平成17年7月 当社鮮冷部長 平成21年4月 当社執行役員鮮冷部長 平成22年6月 当社取締役鮮冷部長 平成23年4月 当社取締役鮮冷担当 平成26年6月 当社常務取締役食品・鮮冷・酒類担当 (現在に至る)	6,100株
6	つくだ たか ひろ 佃 隆 弘 (昭和28年3月4日生)	昭和51年4月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員糖粉部長、糖粉福岡支店長 平成24年6月 当社取締役糖粉部長、糖粉福岡支店長 平成26年6月 当社取締役飼料畜産担当、糖粉部長、糖粉福岡支店長 平成26年7月 当社取締役飼料畜産担当、糖粉部長 平成27年6月 当社常務取締役飼料畜産担当、糖粉部長 平成27年7月 当社常務取締役糖粉・飼料畜産担当 (現在に至る)	6,500株
7	いけ だ いさお 池 田 勲 (昭和28年5月25日生)	昭和47年4月 当社入社 平成17年4月 当社経理部長 平成22年4月 当社執行役員経理部長 平成25年4月 当社経理部長 平成25年6月 当社取締役経理部長 (現在に至る)	2,900株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ほりかわ たくみ 堀川 巧 (昭和29年3月18日生)	昭和51年4月 当社入社 平成11年12月 鹿児島中央酒販株式会社(現 鹿児島リカーフーズ株式会社)代表取締役社長 平成16年9月 当社酒類八幡支店長 平成19年1月 当社東京支店長 平成20年7月 当社審査室長 平成25年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)	4,500株
2	さいとう ひろみ 齋藤 浩美 (昭和31年8月13日生)	昭和55年4月 当社入社 平成19年7月 当社商材開発室次長 平成21年4月 当社飼料畜産南九州支店次長 平成25年7月 当社審査室長 平成27年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)	3,100株
3	ひろせ よしひこ 廣瀬 嘉彦 (昭和21年10月15日生)	昭和44年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 昭和61年4月 同行ニューヨーク支店次長 平成9年6月 同行米国信託会社社長兼務 平成11年10月 同行国際部主任調査役 平成14年11月 中央青山監査法人入所 平成18年10月 同法人事業開発本部CSR部長 平成19年7月 GRCコンサルティング代表(現任) 平成27年6月 当社社外取締役 (現在に至る)	－株
4	なかにし つねみち 中西 常道 (昭和35年10月22日生)	昭和61年10月 監査法人朝日新和会計社(現 有限責任 あずさ監査法人)入社 平成2年8月 公認会計士資格取得 平成19年12月 税理士資格取得 平成20年6月 株式会社翔葉社外監査役(現任) 平成20年7月 監査法人北三会計社代表社員(現任) 平成25年6月 当社社外監査役 平成27年6月 株式会社タカラ薬局社外取締役(現任) (現在に至る)	－株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	ふじ た しげ みつ 藤 田 重 光 (昭和40年7月20日生)	平成3年4月 株式会社日本総合研究所入社 平成4年1月 鈴木稔法律事務所入所 平成9年4月 株式会社角川書店(現 株式会社KADOKAWA) 入社 平成19年2月 株式会社日清製粉グループ本社入社 平成25年7月 同社総務本部法務部長(現任) 平成27年6月 当社社外監査役 (現在に至る)	一 株

- (注) 1. 各候補者は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 廣瀬嘉彦氏、中西常道氏、藤田重光氏は社外取締役候補者であります。
4. 廣瀬嘉彦氏は、会社経営者としての経験と幅広い見識に基づく視点から当社の経営の監督、チェック機能を期待するものであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 中西常道氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、財務・会計・税務の専門知識を活かし、客観的かつ公正な視点から当社の経営の監督、チェック機能を期待するものであります。同氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
6. 藤田重光氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、企業法務における豊富な知識と経験を活かし、客観的かつ公正な視点から当社の経営の監督、チェック機能を期待するものであります。同氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
7. 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員である取締役候補者5名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。なお、廣瀬嘉彦氏、中西常道氏、藤田重光氏とは、現在当該契約を締結しておりません。
8. 当社は、廣瀬嘉彦氏、中西常道氏、藤田重光氏を福岡証券取引所規則に定める独立役員として届け出ており、各氏が社外取締役として選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名をあらかじめ選任することをお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
みうらまさみち 三浦正道 (昭和50年3月22日生)	平成13年10月 福岡県弁護士会弁護士登録、三浦・奥田・岩本法律事務所入所 平成21年4月 三浦・奥田法律事務所 平成24年8月 三浦・奥田・杉原法律事務所 (現在に至る)	一株

- (注) 1. 候補者が所属する法律事務所と当社との間で、顧問契約を締結しております。
2. 候補者は、補欠の監査等委員である取締役の候補者であります。
3. 候補者は、補欠の社外取締役候補者であります。
4. 候補者は、会社の経営に關与した経験はありませんが、弁護士としての専門の見地から当社の経営の監督、チェック機能を期待するものであります。
5. 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、候補者が監査等委員である取締役に就任したときには、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、昭和62年6月26日開催の第42期定時株主総会において月額3,100万円以内としてご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額の定めを廃止し、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、経済情勢等諸般の事情を考慮いたしまして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額3億300万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

ただし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼取締役の使用人分の給与を含まないものとしたいと存じます。

なお、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案のとおり承認されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、経済情勢等諸般の事情を考慮いたしまして、監査等委員である取締役の報酬額を年額55百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案のとおり承認されますと、監査等委員である取締役は5名となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

第8号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます前田俊博氏、川口政寛氏、益田邦彦氏、中村隆氏、矢野友敬氏、長野裕文氏、手塚勝己氏に対し在任中の労に報いるため退職慰労金を当社の定める内規に従い、相当額の範囲内で贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
まえ だ とし ひろ 前 田 俊 博	平成10年6月 当社取締役就任 平成18年6月 当社常務取締役就任 平成20年6月 当社代表取締役専務就任 平成24年6月 当社代表取締役副社長就任 平成26年6月 当社取締役副会長就任 (現在に至る)
かわ ぐち まさ ひろ 川 口 政 寛	平成18年6月 当社取締役就任 平成25年6月 当社常務取締役就任 平成26年6月 当社専務取締役就任 (現在に至る)
ます だ くに ひこ 益 田 邦 彦	平成24年6月 当社取締役就任 (現在に至る)
なか むら たかし 中 村 隆	平成24年6月 当社取締役就任 (現在に至る)
や の とも のり 矢 野 友 敬	平成24年6月 当社取締役就任 (現在に至る)
なが の ひろ ふみ 長 野 裕 文	平成26年6月 当社取締役就任 (現在に至る)
て つか かつ み 手 塚 勝 己	平成26年6月 当社取締役就任 (現在に至る)

以 上

定時株主総会会場のご案内図

福岡市博多区博多駅東二丁目13番34号
ヤマエ久野(株)本社（エコービル）11階会議室



※ 駐車場が手狭のため、お車でのご来場はご遠慮願います。